## 保護の設定方針

今後、保護の方針(部分・部位)を具体的に設定していくため、『明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画(案)中間とりまとめ(令和2年4月)』、『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』を基に、旧大隈重信別邸・旧古河別邸の保護設定方針を以下のように設定する。

【黒字:中間とりまとめ時の標準の考え方、赤字:基本設計の保護の設定方針】

【黒子:中间とりまとの時の標準の考え方、亦子:基本設計の保護の設定方針】 			
部分	保存部分	保全部分 文化財としての価値を減じないよう 維持及び保全することが必要とされる部分	その他部分 文化財としての価値が低い、 又は失われている部分
部位	・当初主要構造材や造作、仕上類が 概ね残る範囲(大広間、北座敷) ・改築されている範囲(時期不明)だ が、当初の姿を踏襲している、或 いは部材を再使用していると推定 される範囲(神代の間)	・当初主要構造材は残るが造作や 仕上は残らない範囲(床下や小屋裏 に当初痕跡が確認される) ・現段階では時期不明だが、中古材 等古い材料が使用されている範囲	・古河電工時代の後補増築範囲 (主要構造材及び造作類全て後補材)
< <b>基準 1</b> 〉 材料自体を 保存してい	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主な構造に係る部位 ⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組)、 板材や内法材等造作材、建具など	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主な構造に係る部位 ⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組) など当初或いは比較的古いと推定	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主な構造に係る部位 ⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組) など後補材を設定予定
くも部位	当初或いは比較的古いと推定される材を設定予定	される材を設定予定	
〈基準 2〉 材料の形状・ 材質・仕上げ 色彩の保存を 行う部位	・定期的に材料の取り替え等を行う 補修が必要な部位 ⇒畳、漆喰壁等左官壁、障子紙、雨 戸、戸袋等、外部造作など当初材 或いは当初仕様が踏襲された材を 設定予定	・定期的に材料の取り替え等を行う 補修が必要な部位 ⇒畳、漆喰壁等左官壁、塗装など 当初、或いは当初仕様が踏襲さ れた材を設定予定	・定期的に材料の取り替え等を行う 補修が必要な部位 ⇒現段階では該当なしの予定
〈基準 3〉 主たる形状及 び色彩を保存 する部位	・活用又は補強のため、特に変更が 必要な部位 ⇒外部手摺造作、改造された床の間 等造作材、昭和期の照明など、 文化財の雰囲気や意匠を考慮して 整備された後補材を設定予定	・保存部分との調和を目指し面的に 広がる部位 ・活用又は補強のため、特に変更が 必要な部位 ⇒当初柱の当板、後補造作類、モル タル壁、照明など、文化財の雰囲気 や意匠を考慮して整備された後補材 を設定予定	・保存部分との調和を目指し面的に 広がる部位 ・活用又は補強のため、特に変更が 必要な部位 ⇒内外造作材、左官壁等仕上材、 石製浴槽、金属葺屋根、瓦葺屋根 など意匠配慮されている後補材を 設定予定
〈基準 4〉 意匠上の配慮 を必要とする 部位	・活用又は補強のため、特に変更が 必要な部位 ⇒設備、家具など活用のために常設 する後補材を設定予定	・保存部分と視覚的に一体の部位 ・活用又は補強のため、特に変更が 必要な部位 ⇒設備、家具など、公開範囲にて活 用のために常設する後補材を設定 予定	・保存部分と視覚的に一体の部位 ・活用又は補強のため、特に変更が 必要な部位 ⇒設備、家具など、公開範囲にて活 用のために常設する後補材を設定 予定
〈基準 5〉 管理者の自由 裁量にゆだね られる部位	・管理者の自由裁量にゆだねられる 部位 ⇒現段階では該当なしの予定	・管理者の自由裁量にゆだねられる 部位 ⇒設備、家具など、非公開範囲にて 活用のために常設する後補材を 設定予定	・管理者の自由裁量にゆだねられる 部位 ⇒設備、家具など、非公開範囲にて 活用のために常設する後補材を 設定予定

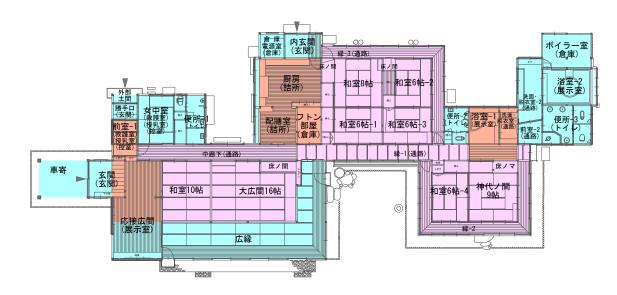
※耐震補強やその他法対応措置にて、改変、付加する意匠、形状は、基準4として設定予定。

## 資料2-2 旧大隈重信別邸・旧古河別邸 保護の設定方針

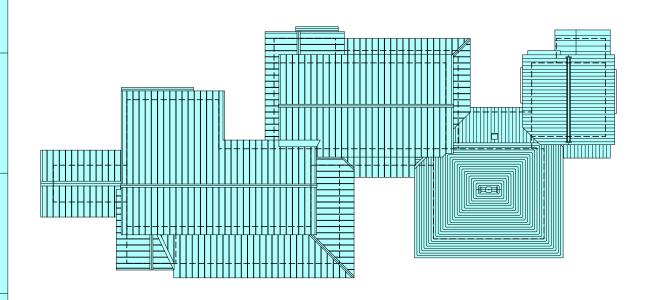
:保存範囲

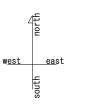
:保全範囲

:その他範囲



部分設定方針(平面図)





部分設定方針(屋根伏図)